

第19回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月30日（木）午後3時30分から午後4時14分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員（20名）

会長	23番	中村 富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（3名）	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	18番	遠藤 貴之

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について

第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について

第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6号 現況証明について

第7号 農地の賃借料情報について

協議

第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
忠類支局農地振興係主任	川瀬 康彦

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第19回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に16番小野寺委員、17番小林委員を指名いたします。よろしくをお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、14番山口委員、15番萬谷委員、18番遠藤委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。 提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題

	といたします。 事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。 案件は、議案書1ページの、今月17日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から3番について、議案書をもとに朗読】 1番の案件は返還のため、2番から3番の案件は売買のため合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から3番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から3番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用

	途変更について」を議題といたします。 議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。 【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について」を議題といたします。 議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。 【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番から2番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は「異論ないもの」と

	回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。 【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10番	10番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号3番から6番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号3番から6番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 4 号 3 番から 6 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 4 号 3 番から 6 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 4 号 7 番から 10 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 7 番から 10 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 4 ページから 5 ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。
これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 4 号 7 番から 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 4 号 7 番から 10 番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 4 号 11 番から 12 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 11 番から 12 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 6 ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番

9 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号11番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号11番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号13番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号13番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番

9 番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は山口委員ですが、急遽欠席となりましたので、私の方から説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号13番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号13番から14番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第4号15番から16番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号15番から16番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページのとおりに、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号15番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号15番から16番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号17番から20番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号17番から20番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページから10ページのとおりに、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。これらの案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号17番から20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号17番から20番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号21番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号21番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、令和6年10月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号21番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号22番から23番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号22番から23番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ下段から12ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、昨年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号22番から23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号22番から23番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号24番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。
この案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につぎましては問題ないと考えております。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号24番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号25番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号25番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番	22番説明いたします。この案件は、令和6年11月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号25番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号26番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号26番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	6番説明いたします。この案件は、令和6年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号26番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号27番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号27番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、令和6年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号27番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号27番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号28番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号28番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明します。この案件は、昨年12月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社であるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号28番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。 この案件は、今月17日に棚委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないこと確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。 この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。 議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第6号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に棚委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。この案件につきましては、本来であれば地区担当委員は遠藤委員となりますが、本日欠席しておりますので、私からご説明いたします。 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に多田委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第7号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。 議案第7号について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号、農地の賃借料情報について、農地の賃借料情報について、次のとおり決定したいので審議を求めます。 農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に「農業委員会は、農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行う」と定められており、幕別町農業委員会においては平均額の2倍を超える賃貸借について、指導を行うこととなっております。本日、ご審議いただく内容は、普通畑と牧草畑の賃借料についてでございます。 議案にあります賃借料の金額につきましては、農地法第3条の規定による賃貸借の許可及び旧農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権に伴う令和6年1月から12月までのデータを基に作成しております。詳細につきまして、本日は、平均額のみご説明いたします。 はじめに、1番畑（普通畑）の部です。幕別地区低台の平均額は9,700円で、前年から500円の増額となっております。幕別地区高台の平均額は8,300円で、前年から900円の増額となっております。忠類地区の平均額は3,000円で、前年から200円の減額となっております。 次に、2番畑（牧草畑）の部です。幕別地区低台は、必要データ数不足のため、有効な案件がありました平成23年の情報を記載しております。幕別地区高台の平均額は4,500円で、有効な案件がありました令和3年から100円の減額となっております。忠類地区は、必要データ数不足のため、有効な案件がありました令和4年の情報を記載しております。 なお、賃借料情報の提供方法につきましては、農業委員会だより、ホームページにより周知いたします。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号について、記載のとおり決定し、農業委員会だより及び町ホームページにより、賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

協議第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について協議を求めます。

はじめに、内容について説明いたします。この申し合わせ決議は、令和2年1月の総会から、毎年1月に開催されます総会において決定しております。これは、令和元年、日本国内において農地転用に係る不祥事が相次ぎ、農林水産省から綱紀肅正に関する通知が2度も発出され、また、農水省からその通知を受けまして、全国農業委員会会長代表者集会において「綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたこと及び北海道農業会議からも同様の取組みを行うように依頼があったことを踏まえまして始まったものであります。

申し合わせ決議(案)の「記」の下に、1、2を記載しておりますが、幕別町農業委員会といたしましても、1つ目「議事の公平性の確保」と2つ目「高い倫理観の維持」を改めて確認すべく、「申し合わせ」について決議いただくよう提案するものであります。以上で説明を終わります。

議長

提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

事務局長

これをもって、第19回農業委員会総会を閉会します。

ご起立願います。お疲れ様でした。